

丁巳復辟事件と梁啓超（その三）

永 井 算 巳

三 康有為と梁啓超

（一）張勳復辟と康有為

（二）康有為の立場

三 康有為と梁啓超

（一）張勳復辟と康有為

民國二年十月（旧），神戸須磨の寓居・奮務園¹⁾から香港に帰り，勞太夫人を故郷南海県に親葬²⁾した後，三年六月（旧）上海に移り³⁾，四年十月（旧）以来，申嘉園に起居⁴⁾していた康有為が，張勳の招きに応じ，宣統帝溥儀を擁立して復辟を執行すべく，沈曾植，王乃澂と共に，六月二十六日^五日上海をたち⁵⁾，秘密裡に北京に到着，南河沿なる張勳の私宅に入ったのは，六月二十八日^平日のこと⁶⁾であった。

「復辟始末記第二章」⁷⁾によれば，密議の際，康有為の「外省は如何，風聞するに段芝泉頗る我儕の計劃を破壊すと，此れ亦甚だ慮及すべし」との質問に対し，張勳は馮國璋，陸榮廷，各省督軍らについて樂觀の見透しを語った後，「段芝泉に至っては現に一兵一卒無し，たとえ反対するも亦た上海の政客の如きに過ぎず，幾通かの抗議反対を打電するのみ」とこともなげに答えたというが，これは張勳あて康有為書簡に「秀實無親」⁸⁾とあり，また既に指摘しておいた通り，七月一日^平日^三の「復辟偽諭」にひとり段祺瑞のみが「補授」を除外された事実を考量すると，復辟直前における張康両者の段祺瑞観を示唆するものとしてなかなか興味がある。なお，康有為はその後，西四胡同の法源寺に移転したのであるが，これが復辟失敗後，康有為剃度して僧となるの誤伝を生む原因となった⁹⁾という。

かくて，七月一日^五日^三早曉の養心殿における張勳の復辟奏請となり，亟かに興革すべき政綱九カ條を内容とする宣統帝「復辟偽諭」の公布をみ，張勳は内閣議政大臣・直隸總督兼北洋大臣，康有為は弼德院副院長を拜命，ここに君主立憲政体にもとづく「大清帝國」が誕生し多年にわたる張勳康有為らの悲願は遂に結実するかにみえた。

「謝恩弼德院副院長」摺¹⁰⁾に曰く，

新授弼德院副院長^臣康，跪奏為恭摺叩謝天恩，仰祈聖鑒事，竊^臣海濱鄙人，行能無算，伏遇德宗景皇帝聖武救國，發憤維新，擢^臣于散吏之中，咨^臣以經國之事，朝上章疏，夕布方州，言聽諫行，膏澤溥下，^臣感激恩遇，知無不言，百日變法，內外動色，用獲大罪，致啓政變，上累聖主堯臺之幽，下累同志黨獄之禍，^臣由^臣致，敢冀天憐，乃蒙德宗景皇帝而發殊筆密諭，一則謂大位將危，屬^臣營救，一則念^臣將戮，命^臣先行，蓋以在外則安，在內則危，故俛念^臣衷，謂一片熱腸，已所深悉，哀憐^臣險，囑愛惜身體，宜善自攝調，望^臣以逃生不死，而再效馳驅，冀^臣以救危定傾，而重建大業，訓詞深厚，責望宏巨，體念入微，則以君臣而等家人父子，付託至重，則以樗櫟而支天柱地維，^臣捧讀感泣，不知所報，遂蒙大

難，久亡異域，忽驚鼎湖之變，旋痛屋社之移，臣悼心失圖，泣血待旦，奔走累載，呼籲同人，營救莫從，憂思無措，豈謂多幸，忽艱中興，復蒙皇上在遠不遺，特擢不次，伏念弼德院之任，義在輔導，副院長之位，地比公孤，臣以何人，豈堪論道，惟追念先帝知遇之重，喜聞皇上天竄之聰，竊願效忠于微塵，庶幾圖報于萬一，所有微臣感激下忱，理合具摺叩謝天恩，伏維皇上聖鑒，謹奏

また、「謝頭品頂戴」摺¹¹⁾に曰く

頭品頂戴弼德院副院長臣康有為跪奏為叩謝天恩，恭摺仰祈聖鑒事，竊臣以六十之年，幸親中興之會，仰觀雲日，則天顏有喜，走趨宮闕，則步履如飛，臣載欣載奔，踊躍三百，乃蒙皇上特頒上賞，俛念杖鄉，鶴頂耀丹，非仙骨而衣被一品，鳳城既白，憐筋力而與座二人，耆老免徒行之勞，服冕比上公之貴，恩周頂踵，報乏涓埃，所有微臣感激下忱，理合具摺以謝天恩，伏乞皇上聖鑒，謹奏

そこには、思いもかけず「忽ちにして中興」の成就に恵まれ、いまさらに戊戌の昔を偲んで「先帝知遇の重きを追念」しつつ、幼冲帝王の師傅という不次の抜擢に感激恐慄し、一品頂戴という破格の「天恩」に感泣「叩謝」して恭しく「效忠于微塵」「圖報于萬一」を誓う霜鬢六十翁の無邪気なまでの姿がある。

一体、復辟運動をめぐる康有為と張勳の關係に就ては、私見の及ぶ限り、次の二通の書簡がその手がかりとなる。即ち、民國五年の張勳あて康有為書簡¹²⁾に、

少軒將軍執事…側慕虎將威名久矣，既勇略冠時，更義心獨抱，恋恋故主，耿耿孤忠，每聞高風，未嘗不傾倒以為古之閔張傳也，昔在癸丑居東，每于將軍交涉事，輒力為衛護，曾託潘若海轉達鄙意，今袁氏殂逝，正中國存亡之秋，而清室絕續之閔也，總統共和之制，既五年三亂，後此亂尚無窮，扶旧君即以安中國，令之勿亂，此將軍生平之志，亦即中國待命於將軍者也，將軍豈有意乎…(略)…，公若進而捲甲疾趨，会同夢都，北首燕路，重扶清室，則功照（昭？）日月，手握國樞，否則不知公所歸也，惟公圖之，瞻望淮徐，不勝鶴立翹企之至

とあり、大隈重信あて康有為返書¹³⁾に、

大隈侯爵閣下…遼離久矣…(略)…六年五亂，國勢頗危，鄙人歸國以來，念之痛心！…(略)…僕自戊戌，主持效貴國之君主立憲，暨於辛亥，主持效英之虛君共和…(略)…，僕既受先帝之知，為救中國之故，因夫人心之順，故決行復辟之舉，以袁世凱之篡盜專政，故先倒之，然後可以收北軍而用之復辟也

張上將勳，義勇冠時，乃心皇室，昔在癸丑三月，曾與之密聯諸鎮，欲復本朝，不幸事洩，中道而廢，此栢原君所夙知¹⁴⁾也，用三千之兵，敢行奪門之事，蓋以諸督，同謀復辟，信誓旦旦，誤信太過，至茲敗績，僕於復辟，實深主之，因茲獲罪，再被名捕，不圖去國十年，還朝十日，遂再演戊戌之慘，嗚呼天乎！

とあるのがそれである。前者は袁世凱死去の直後に張勳の蹶起を促した際の書簡であり、後者は復辟失敗の直後、大隈の慰問にこたえた折の書簡であるが、これによって康有為と張勳との交渉は、はやくも癸丑即ち民國二年二_三春の宗社党の濟南起事に始まっていたことが確認できる。但し、張勳あて書簡にもある通り、当時の康有為は未だ日本に在り、両者の交渉は専ら門人潘若海を媒介とする間接的接觸にすぎなかった。従って、康張両者の直接的交渉は民國五年六月の袁世凱死去の際からであり、恐らくは、この書簡を以てその發端とするのではあるまいか。因みに「復辟詳志 第三十二_章」¹⁵⁾も云う通り、康有為の復辟入京時点までは

両者に直接の面識はなかったようである。

袁世凱帝制の失敗と死去の時期における復辟起事の動きについては、これ又既にふれた処であり、康有為自身に「勅袁世凱退位書」¹⁶⁾もあるが、その折の事情を語る好資料としてさらに、民國六年八月十六日づけかと推定される馮國璋あて康有為の抗議電¹⁷⁾の一部を例示しておきたい。

華甫大總統鑒・頃承明令，以僕與胡嗣瑗等同謀造乱，而令有司嚴緝盡法懲治，所以表彰僕舍命不渝以救中國者，僕且感且愧，雖然僕數年來，尚有同謀造乱之一人，未見明令嚴緝，令其人耿耿孤忠不得暴白於天下，僕甚惜之

と馮國璋を目して「數年來同謀造乱の一人」とよぶ皮肉な書出しに始まるこの電文で、康有為はまず復辟運動をめぐる馮國璋との関係について、

公自克復漢陽，而功不得竟，乃心皇室，日謀皇室，吾門人麥孺博^(マロウ)，潘若海，入公幕府以來，偕胡惜仲所日夕與公謀畫者復辟也，孺博舍袁世凱教育總長，而屈從公者，以公主復辟也，所與公日夕謀先倒袁者，以為非倒袁，則復辟無自也，去年四月，僕以所著虛君共和各論寄公，承公欣納，面稱謹藏，未嘗示人

と述べて、門人麥孺博^(マロウ)、潘若海が馮國璋の幕下に入り、諮議長胡惜仲^(コウ)らと倒袁・復辟の謀議を重ねたこと、五年四月(旧)、康有為の政治主張を示す「虚君共和論」等を寄贈し馮國璋の「欣納」をえたことを明らかにした後、

公既眷念故主，又深然虚君共和之說，至於去夏五月六日袁世凱死，公與紹軒二人同心，決行復辟，已調兵矣，信誓旦旦，公與諮議長胡嗣瑗日夕密談者復辟也，後雖以故而止，吾對紹軒不起

とあるのがそれである。この電文内容を前章で言及した第一次徐州会議ならびに「胡嗣瑗致馮國璋函」「胡思敬致劉廷琛函」乃至は胡嗣瑗、姚文藻、翟鴻禛、李經邁、梁廷榮^(リョウ)、鄭孝胥、陳襲龍ら上海在住の宗社黨員十八名が「此ノ際宣統復位ヲ以テ支那統治ノ最良方法ナルノ意見ヲ北京各國公使ニ打電シタ」動きや¹⁸⁾、「姚文藻ノ内話」として、

今回袁ノ死去ト共ニ袁党ハ首腦ヲ失ヒ勢々実行ノ好時機ナルヘキ旨上海同志ヨリ馮ニ勸告セル所，最初馮ハ北京政府側ト南京側ト衝突スヘク双方右争ニ疲ルルノ時機ヲ俟ツヲ可トスル意見ナリシモ，張勳ハ袁ノ死ト共ニ財源ヲ断タルル虞アルニ乗ジ梁士詒ヨリモ復辟ヲ慫慂シ来リ，且北京ノ軍警実権ヲ握レル吳炳湘江朝宗雷震春等モ之ニ賛成シ，山東張愷芝奉天張作霖等モ張勳ニ内応スルコトトナリ，此際時機ヲ失スルハ起事不得策ナル関係アルヨリ本月十日南京ニテ會議ノ結果馮國璋モ復辟決行ニ決シ，馮ヨリハ聯絡各省ヘ員ヲ派シ梁鼎芬ハ十一日上海ニ来タリ其結果ヲ同志ニ伝ヘ十二日当地同志會議ノ上直ニ南京ニ赴ケリ，復辟ノ地方中心人物ハ馮國璋張勳升允倪嗣冲等ニシテ復辟宣言ハ本月中旬頃ナルベキモ，升允大連ニ赴キタル由ニ付同人カ青島ニ帰リ馮ノ派員ト会見後ニ決定スヘキヲ以テ本月下旬ニナルヤモ計ラレズ，当地ニテハ李經邁^(リョウ)陳子培鄭孝胥等其中心人物ナリ，起事ノ上ハ黎元洪段祺瑞蔡鐸モ之ニ合セシムル手筈ニシテ愈々決行スレバ日本サヘ中立ノ態度ヲ執ラルレバ二三月ハ多少ノ動乱アルヘキモ大乱ナルベシ

と伝え、「右姚ノ談話ノ如キハ果シテ幾何迄信ヲ措クヘキヤハ問題トスルモ鮮クトモ彼等ガ希望ノ一端ヲ認ムヘク…多少注意ヲ要スヘシ」と述べた六月十三日づけ上海有吉總領事報告¹⁹⁾に併考すると、袁世凱死去の直後張勳馮國璋を中心とした北洋督軍と結び、その軍事力を恃みとして一舉に復辟を実現せんと画策した宗社党の動きは最早や否定すべくもないが、

張勳あて康有為書簡はそうした当時の宗社党の動静の一端を示す例証に外ならない。然し、この復辟起事が結局失敗に終わったことは既に論及した処であるが、その原因に関する張勳秘書「謝介石ノ談話」²⁰は次の通りである。

抑モ袁世凱暴死ノ当時馮張ノ間ニハ所謂中間勢力ヲ利用シ復辟運動ヲ主唱シ南北共和ノ局面ヲ逆転シテ國體ノ根本ヲ君主ニ一定センコトヲ密議シ張勳ハ之カ為兵ヲ率ヒテ北京ニ入ル手筈ナリキ、之ニ関スル馮ノ親書ハ今尚ホ張勳ノ手ニ保存セラル、然ルニ馮國璋ハ上海民黨ノ遊説ト段祺瑞派ノ離間ニヨリ日本ガ天津ニ二箇師団派遣ノ議アルヲ口実トシ大局ノ動搖ハ國家ニ不利ナリトノ理由ニヨリテ張勳ヲ賣リ、其後表裏常無キ南京會議徐州會議ニ對スル態度及ビータビ民黨トノ結托ニヨリ副總統ヲ羸テ得ルヤ忽チ又タ進歩党ト接近シ、從來兎角對抗的態度ヲ持シ來リシ段祺瑞トモ握手シ進ンデ第二期大總統タラントスルノ野心ヲ有スルニ至ル等、之ヲ張勳ノ如キ武骨一偏終始一貫ノ態度ヲ守リ之カ為屢々他人ノ為ニ翻弄サレ独リ自ラ衆目環視ノ標的トナリツツアル者ノ眼ヨリ看レハ其ノ心ニ懣トセサルト共ニ輕侮ノ念ヲ生シ自然ニ感情ノ乖離ヲ見ルニ至ルハ怪ムニ足ラズ、張勳ハ謝介石ニ對シテ極メテ馮國祥ヲ罵リ復辟密議ニ関スル馮ノ親書ニ談及シ他日之ヲ天下ニ公表シ彼レガ立場ヲ失ハシムルト否トハ我カ方寸ニ在リ彼レガ勢力ノ失墜ニハ一ヶ月ヲ出テサルベシト傲語セリ

とあり、失敗の原因が馮國璋の背信によると語っている。これは前章に引用した「胡思敬致劉廷琛函」とは全く相反する説明であり、俄かに是非を断じ難いが、既述の「丁巳復辟記」にいう復辟をめぐる張馮両者の人物評価や前記康有為の抗議電に「後以故而止、吾對紹軒不起」という含みのある表現に併考すると、むしろ「謝介石ノ談話」が真相に近いのではあるまいか。なお「謝介石ノ談話」は張勳の段祺瑞に対する態度についても、

段祺瑞ニ對スル張勳ノ心理ハ第一回徐州會議ノ際ニモ明カニシテ張勳ハ公然徐世昌内閣ノ出現ヲ希望シタルカ、馮段共ニ張勳ノ同輩ニシテ南方民黨ニ對シ時局維持ニ對シ或ル程度迄ハ之ヲ擁護スヘキモ彼等カ共和ノ招牌ヲ振りテ自己権力ヲ維持シ國家大局ノ為何等断乎タル処置ニ出スルコト能ハサルノミナラズ、徐樹錚等ノ如キ末輩ヲ利用シ屢々徐州會議ヲ操縦シ張勳一派ヲ愚弄セントスルハ其ノ忍ブ所ニアラズ、且ツ馮段ノ政治的勢力ハ全ク実力アル北方各省ノ擁護ニ依ルモノニシテタビ其ノ擁護ヲ撤セハ自立ノ力ナキモノナルコトヲ知ルニ至ル、今日張勳等ノ眼中馮段ヲ藐視スルノ概アルハ怪シムニ足ラズ

といい、ついで康有為との対比において、

梁啓超ニ對シテモ其ノ師ノ康有為ハ却テ張勳ト復辟同志ノ一人ナルニ無定見無節操ヲ以テ定評アリ

との梁啓超批判を加えた後、「張勳ノ心事」について、

結極彼レハ馮段ト云ハズ梁湯ト云ハズ將タ議會民黨ヲ間ハズ現在表面ノ政局ニ飽キ其ノ何人ヲモ信任セズ彼等ニ利用セラレサル用心ヲ為スト共ニ地方各省ニ実力アリ責任アリ且ツ其ノ思想立場ヲ同クスル督軍省長等ノ第三勢力ヲ糾合シ、進ンデ復辟運動ヲ首唱シテ現状ヲ打破シ國體ノ変更ニ依リテ根本ノ目的ヲ達センガ為強固ナル決心ヲ有シ來レルモノノ如ク

と語り、その具体的動静に関しても、

之レガ為メ肅・恭親王升允等前清ノ王室遺臣ニシテ節義彰明ナルモノト連絡シ、内北京ニ於テハ徐世昌ヲ主トシ各省ニ於テハ安徽河南山東直隸奉天吉林黑龍江及新疆ノ八省ト協同

シテ其ノ計畫ヲ進メ、専ラ其ノ密議ニ預リ若クハ之レト通謀シ自ラ死党ト稱スル者ハ徐世昌ノ外ニ李經羲及ヒ朱家寶倪嗣冲張鎮芳阮忠枢金永梁敦彦張壽齡及康有為等ノ十人ニシテ金永梁阮忠枢ハ張勳徐世昌ノ間ヲ往来シテ其ノ消息ヲ通シ萬緝杖自身モ時々北京ニ来ルコトアリ、北京ニ於テハ軍隊警察ノ間ニモ同志者多ク呉炳湘江朝宗等モ聯絡ヲ通シ居レルモ、所謂死党中ニハ陸宗輿曹汝霖乃至陸建章雷震春段芝貴又ハ楊度譚大可ノ如キ袁世凱時代ノ純帝制派ヲ加ヘ、又北方各省中前記八省丈ケハ既ニ確實ナル聯合ヲ形成シ居ルモ尚ホ其ノ区域ヲ拡充シテ責任ト実力トヲ有スル督軍省長ヲ加盟セシメ又ハ中立ヲ守ラシメテ鞏固ナル一大勢力ヲ作り目下挙事ノ弁法ニツキ内各省ト陰密ニ協議中

と述べ、徐世昌と結んで、肅・恭親王升允ら宗社党とも連絡しつつ督軍省長の有志によびかけ、強固な「第三勢力」を結集すべく腐心している張勳の消息を可成り詳細に伝えている。勿論、林公使も云う通り²¹⁾、謝介石談話の詳細については「如何ナル程度迄其ノ真相ヲ得タルモノナルヤ固ヨリ不明」ではあるものの、然し「復辟陰謀紀実」などの敘述にてらせば、大筋に於ては、第一次徐州會議から第三次徐州會議にかけての張勳の心境と動静に関する可成りに信憑性のある証言とみてよるしいのではあるまいか。

かくして、所謂死党の一人たる康有為の、文面からみて恐らくは第四次徐州會議以後と推定される張勳の即時の復辟決行を促す書簡²²⁾、

……以為天祚皇室，必將復興本朝者，非公而誰乎？…(略)…今中國喪亂雖頻，幅員未裂，臨以仁明之辟，輔以忠貞之臣，崩析之禍，猶可亟止，若再循世俗之論，因循數年，恐雖有善者，無能為矣…(略)…用敢不避斧鉞，瀝血直誠，有夏中興，臣靡是賴，宗周復國，晉鄭焉依？伏冀執事斥浮游之論，達不世之勳，國家幸甚！天下幸甚！臨牋不勝戰慄屏營之至の送致となり、多少の曲折を経た後、やがて七月一日の復辟クーデターをみるに至ったわけである。

前掲「謝恩」の奏摺はそうした康有為における限りなき衷情の流露に外ならなかったのである。

(二) 康有為の立場

ところが、事態は瞬時にして暗転した。三日早くも結成された「討逆軍」總司令段祺瑞の「討逆」通電、つづく馮國璋、陸榮廷らの復辟反対通電、四日段馮両者聯名の「張勳八罪」聲討通電をみ、同日行動を起した討逆軍との七日に於ける廊坊の一戦に敗れ去った張勳定武軍は北京城内へと退却、討逆軍によって完全に京城を包囲され、遂に張勳自身、責任をとって議政大臣はじめすべての官職を辞任、後事を徐世昌と王士珍に委ねる旨の通電を發せざるを得ぬ窮地に陥ったからである。事態の激変を憂慮した康有為は急遽、張勳に対して強く反省を求める「直言」を行うと同時に、日本公使をはじめ各國公使に事態の收拾かたを哀訴、さらに黎元洪以下各省督軍らに復辟への協力をよびかけると共に徐世昌に対しても至急の出馬を懇えたのであった。張勳に與えた書簡²³⁾に曰く、

麾旌北首，大事立解，聲威所震，被于異域，為公欣喜，雖然更為公憂之，從來非常之事，同盟既定，發于旦夕，令人措手不及，不得不服，若反則變生，則支離蔓滋，不可收拾矣，故五日之書，請直抵豐台，立辨大事，而請勿駐津為避此也，今已誤矣，無可如何，於是暗敵日多，書電四發，煽動激鼓，無所不至，于是諸督遂生反對，展轉日增，流言四起，變態益甚…(略)…，夫中國之安，原係于公，豈可令公危，而公之危否，則在諸督之助公否也，

夫公藉諸督之力而為之盟主，若令彼輩有變，則舉措甚難，今觀各督之情態，甚不一致，其受外界之誘而不能同心至明，僕私竊深憂之，願公虚心優禮，善為撫綏，勿剛愎自用，以失人心，勿傲慢專欲，以失衆意，多遣使命，以密結之，厚其電意，以虛商之，以至誠感之，以大勢動之，及今外交安穩，亟應正名，遲則恐別有事變，益艱難矣，故今不思南敵之生心，而患同盟之異志，特貢直言，惟公幸察，敬請紹帥兄萬福

前段に於て康有為の五日づけ書簡²⁴⁾五月二十三日での天津に駐留することなく直に北京に到り間髪入れず復辟を執行せよとの勅告を容れなかった張勳の行動が、各督軍の反対を生み流言四起、事態を危機に陥れた原因であるとして「今己に誤れり矣，如何ともすべき無し」と批判し、後段に於て、復辟の成否は偏えに同盟者たる督軍の盟主張勳に対する助力如何にかかっている。いまは「南敵の生心」ではなくて「同盟の異志」をこそ憂慮すべきであると述べて、張勳の剛愎自用、傲慢專欲を嚴に戒め、虚心優禮、諸督軍を善く綏撫すべしと「直言」したものであるが、徐州会議参加の山東督軍張懷芝、河南督軍趙倜、安徽省長倪嗣冲、福建督軍李厚基らに、

然徐州會議之要約，諸公豈忍寒盟，同屬北派，何忍同室操戈，務懇飛速贊成，以踐前約とうったえた八日づけ張勳打電²⁵⁾は、あるいはこうした康有為の「直言」をうけた結果でもあろうか。

さらに康有為は黎元洪徐世昌王士珍李經羲以下各省督軍省長らに対しても、日本の幕末維新の場合に倣い「群帥」に薩長水戸藩の「犯闕勤王」を、大總統黎元洪に徳川慶喜の「奉還大政」をよびかけ、

中國行君臣共和之政體，國本安固，冲主方幼，不預政事，仍行責任內閣，無爭政權之事，然後開國民大會，以議憲法，再召集國會而舉議員，則有英日之故事在，方今舉兵已久，列強環睨，名義不正，若不急決，國勢危殆，望諸公早定宏謨，自求多福，衆難塞胸，望即聯名公請復辟，大總統宜奉還大政，中國可安，國人幸甚，惟希采察²⁶⁾

と、復辟への協力かたを希求したのであった。また、披見し得た徐世昌あて康有為書簡²⁷⁾は五月十九日七月づけであるが、「復辟詳志^{第二十五章}」によれば米人李佳白 (Gilbert Reid) が英訳して「英報」(peking post) に掲載したもの²⁸⁾からの「転訳」であり、従て原文と字句に多少の相違のあるのは免れぬ処としても「尚、廬山の眞面目を失わず」という。

菊人太傅仁兄執事，天禍中國，政變迭生，國勢阽危，皇室幾殆，救而安之，惟在執事，敢披誠瀝血，為執事陳之
に始まり、

中國存亡在於今日，臨書愉快不知所云，康有為白
に終る二千字をこえる長文の康有為書簡の内容の大筋は、冒頭まづ「民主政體は只能く二萬人の小國に適す」とあるルソー民約論の一句を引用して、民主政體の中國に不適當なる所以をとぎ、ついで「中華民國は約法を以て主となす」べしとの主張に対して約法の不備欠陥を指摘した後、

夫政體猶藥方，病既日變，方亦求新，僕求之歐洲，有百驗之方，歷試而無弊者
と述べて、英、意、荷、比、瑞、那、徳二十四聯邦、羅馬尼亞、希臘諸國が「良法」とする「虚君共和論」に入って之を總説し、さらに虚君共和制の中國への現実的適用について、五族共和の中國では孔子の後裔たる衍聖公よりは冲幼の「今上」こそが最適である理由を説いて、

僕審察國情，非復辟不能救中國，徧考人心，皆思復辟而念舊朝
 といい、最後に

今公以大傅，總錄萬機，昔既受顧命付託之重，今復當政体調停之任，伏維明公深明虛君共和之体，保存幼冲復辟之文，上免國本之時揺(一字不明)，下拯生民之慘酷，以報先帝而安皇位，在公一言，若公不能力爭，致撤銷復辟，則(一字不明)有攸婦，情同附逆，公何面目以見天下人，對先帝於地下

と「虚君共和の体」制による時局の收拾と即時の出馬とを要望して結びとしている。この康有為書簡は日付けと文面から見易い通り、張勳辞任の後をうけて「政体調停の任」を委嘱された徐世昌にあてたものであるが、然し康有為の期待も空しく、結局徐世昌が入京しなかったこと²⁹⁾は第一章に於て既に言及した処である。なお、この書簡のうちで注目されるのは、康有為の持論たる虚君共和論との関連で張勳復辟クーデターの破綻をめぐり、

十四省督軍會議徐州，決行復辟，署名畫諾，信誓旦旦，故張紹軒引兵入都，舉行復辟大典，其觀皇上鞠伏至敬，其心術忠純無他，竟或斥為董卓朱溫則不於倫，僕敢斯之，恢復既出於倉卒，体儀驟難舍旧章，然已發明立憲，則實非專制，惟紹軒專心兵事，其政治大司皆付託左右，遂致左右隱操大權，剛愎自用，粗疎無謀，不撫各督之異心，不通世界之大勢，遂招妒攻致茲蹉跌

と、張勳の「心術忠純」は評価しつつも、政治的にはきびしい否定的批判をくだしている点である。これを張勳の非洲馬達加斯加勞島流罪の赦免を要請した「致陸總長書」³⁰⁾に、

故僕以為救中國，非君主立憲不可，而行立憲政体，捨復辟無他法矣，故僕與張紹軒決行復辟，紹軒忠勇正直，不忘皇室，乃血性奇男子也，徒以誤聽左右之謬策，過信各督之結約，遂致敗績

とあるのに併考すれば、康有為が復辟失敗の要因を張勳の徐州會議盟約に対する「過信」と「左右の謬策」への「誤聽」とりわけ、政治の大権を全面的に「付託」した「左右」の「剛愎自用，粗疎無謀」にあったとみていたことがわかるが、これについては更に後論で考察したい。

かようにして、康有為憂焦の努力もすべて徒勞に帰して遂に七月十二日^{五月十四日}の北京城内最後の攻防戦となり、敗れた張勳はドイツ兵に護られてオランダ公使館に逃避し、康有為は頭品頂戴弼徳院副院長^{康有為}跪奏為辭職出行，奔走籌救，恭摺仰祈聖鑒事，窃^臣受先帝之遇，哀中國之危，不量綿薄之力，竭其翊翊之愚，恢復皇室，冀救民艱，不圖主者忽聽讒比匪，遂以專復失人，諸將背信妒功，敢以叛逆犯上，^臣既諫言之不行，應即稅冕而早去，惟念先帝之恩，則欲報之于皇上，以大局未定，不能遽行，而觀望徘徊，竟無補救，此皆^臣慮患不周，輕舉妄發，以危皇室，皆臣之罪也，^臣蒙天恩，待罪弼徳，問廣文而無自，投閒曹其何憾，瞻四郊之多壘，念王室以流涕！^(一字欠)遭國顛，一息何存，鞠躬盡瘁，臨書不勝泣血之誠，伏乞皇上聖鑒，謹奏

なる「辞行」の奏稿³¹⁾一篇を遺して、七月八日^{五月十日}アメリカ公使館に逃れ、美森院に到着した³²⁾のである。但し、いまの私にはその間の経緯はさだかでない。ちなみに、その後の康有為の動静に関しては、七月十七日劉廷琛萬福棧梁敦彥胡嗣瑗らと共に「一体嚴緝務獲，交法庭盡法懲辦」なる大總統令³³⁾が公布されたものの、さしたる動きもなく、康有為は美森院にとどまって「校書吟詠」三昧の生活³⁴⁾を送っていたが、十二月六日^{十一月二日}アメリカ公使館筋の者に護衛されてひそかに北京を出發³⁵⁾、十二月二十日旅順に爾親王を訪ねて「張勳復辟ノ

不首尾ヲ謝シ」「今後上海ニ在リテ文筆ニ依リ復辟ヲ鼓吹」する旨を語り³⁶⁾、青島をへて十二月二十二日上海の寓居・沁園に帰った³⁷⁾という。

ところで、「辞行」の奏稿からも窺える通り、復辟クーデター渦中における康有為の立場には、実はかなり微妙なものがあつた。というのは、八月十六日づけ馮國璋あて康有為の抗議電³⁸⁾に、

吾到京三日、擬即不稅駕而行、惟僕謬忝人望、恐人謂僕亦行矣、則人心震動、事益難成、非與人共患難之道、故堅忍數日、不意各省督軍與張紹軒會議徐州、決行復辟、信誓旦旦、而忽背之也、紹軒提輕兵六千、深入京師、舉行復辟者、信諸公同心之故、不圖今皆改易面目、大聲疾呼、反稱討逆也、嗟乎！不過妬功爭權云耳、信義云亡、無事可言、孫毓筠所布告、字字皆實據也

とあり、文中「孫毓筠所布告」とは七月十七日「中華新報」に掲載された「復辟陰謀紀実」をさすのであろうが、馮國璋をはじめ徐州會議参加の各督軍の変節背盟を非難したこの電文で、康有為自身、六月二十八日入京したものの僅か三日にして早くも辞去せんとしたこと、「堅忍」数日を経過するうちに討逆軍との決戦となったことを述懐しており、「辞行」の文脈と相通うものが看取できるからである。

では、康有為は復辟に際し、何故そのような消極的対応をみせるに至ったのであろうか。その恰好の手がかりとしてここで挙げたいのは、同じ馮國璋あて抗議電のなかで、康有為が沈曾植、王乃澂ともども復辟起事に参加したのは、張紹軒は「粗人」で治体を解しない「若し南海と上海遺老が出山するならば、吾自ら之に従わん」と言明した「公の言を以てなり、並びに張紹軒我を速くの故を以てに非る也」と述べたのにつづき、

張紹軒復辟時、專治兵而不及政、一切皆其左右劉廷琛張鎮芳等主持、吾一切未得與聞、吾所擬之上諭、主照英制為虛君共和、為中華帝國、及其他除滿漢、免拜跪、去御諱、合用新舊曆、開國民大会以議憲法、召集國會等議數十紙、皆不行、吾以改大清國、及大清門、大清銀行、為尤不可、而與醇王及諸王公、世伯軒、陳弢庵言之、皆以為然、諸王皆謂立憲則事事付於內閣、已公天下何必用朝名、弢庵決議將吾草之上諭再發、且令門及銀行不改、而劉廷琛等堅持而行之

とある個処、及び前述した「復辟詳志」の徐世昌あて康有為書簡の、

先是吾代草詔書、用虛君共和之意、定中華帝國之名、立開國民大会以議憲法、即召集國會、且速選舉、其他除滿漢、合新旧、免跪免避諱等詔、預草數十以備施行、及見排不用、又以詔草示陳弢庵師傅、並面告醇王與近支王公及世伯軒、皆願行虛君共和並用中華帝國名号、不用大清、其言動係立憲事事當問內閣、正擬改發詔書、而兵事以起

とある部分である。つまり事情はこうである。張勳復辟の際、政治面の一切をとりしきったのは劉廷琛張鎮芳らであり、康有為は參與するを得なかった。とりわけ、康有為が持論である「虚君共和論」に則して預め起草した数十の詔書類は悉く排除され不採用となった。そこで之を不満とした康有為が醇親王以下の近支王公及び世續、陳弢庵（弢庵）らの賛成をえて、「大清」の朝名を用いず「中華帝國」の國号を使用する等康有為起草の線での上諭の改發を主張したが、劉廷琛らの強硬な反対に阻碍され、時機を逸して戦鬪となり、こと失敗に終わったというのである。

右の康有為の述懐の眞実性は、例えば、

聞ク尅ニ據レハ張勳側ニ於テ事件ノ進行ニ與ツテカアリタルハ劉廷琛ニシテ上諭文ノ如キ

ハ即チ劉ノ手ニ成リ、外間康有為ナリトスル説アルモ然ラズ、宮中ニ於テ康有為ト会谈セル趣ニ據レバ、康ハ餘リ内幕ニ関涉シ居ラサルモノノ如ク、上諭ノ草稿ノ如キ古ビタル用紙ニ認メアリタレバ何事モ徐州ニテ準備セラレタル儘ナラント想像セラレ、兎ニ角上諭ノ趣旨並ニ任命者ノ顔觸レニ見ルモ甚シク守旧頑固ニ偏シ、光緒末年ノ親貴政治ヲモ尚ホ進歩主義ニ過キタリトナシ、溯リテ義和團以前ノ清朝ニ還ラサレハ已マサルノ概アリ、サレバ到底一般ノ民心ヲ繋ギ反対ノ氣運ヲ抑エルノ力ナカルヘク、憂フ可キハ張勳復辟ノ失敗ト共ニ我カ皇室ヲ累スルニ至ランコト是レナリ

とある七月三日の「復辟始末ニ関スル朗貝勒談話要領」³⁹⁾からも傍証出来るが、さらに林公使報告⁴⁰⁾は、

本年七月張勳ノ復辟ヲ決行スルヤ其詔勅乃至計畫一切ノ極端ニ頑固復旧ニ失シタルノ一事ハ甚シク世人ヲ失望セシメ確カニ其失敗ノ一因タリシハ争フヘカラサル処、當時右各詔書類ハ康有為ノ手ニ起草セラレタリト伝ヘラレ康ノ人物見識ニ関シ甚シク世人ヲ疑惑セシメシガ、又一方右詔書ハ守旧派劉廷琛ノ手ニ成リシモノト伝ヘラレシ処、今回「公言報」ハ當時康有為ノ起草ニ係リ張勳ノ採用スル処トナラザリシ詔書九通ヲ掲載セリ、自ラ康氏ノ為ニ冤ヲ雪グノ主旨ニ出ズルモノニ可有之、事既往ニ属スルモ一段ノ軼聞トシテ後日ノ史料ニ供スヘク既報大清宣統復辟興亡八日記⁴¹⁾ト参照御閱悉相成度候也

と前書きして、復辟登極ノ詔、國民大会ヲ開イテ以テ憲法ヲ議スルノ詔、親貴政事ニ干預セサルノ詔、中華帝國ト定ムルノ詔、國會ヲ召集スルノ詔、各教保護ノ詔、拜跪ヲ免スルノ詔、遊講ヲ免スルノ詔、新舊ヲ合スルノ詔を「康有為擬復辟詔書九通」として「北京公言報」から訳送している。

康有為の云う所によれば起草した詔書類は数十にのぼるとあるが、「丁巳要件^甲手稿釈文」に⁴²⁾は、開國民大会以議憲法、除苛稅、改新律、召集國會、尊孔教、撫華僑、外交、親貴不干預政事、保護各教、讀經、定官制、訪遺老、續世爵、表忠烈、舉逸民、肆大信、復紳士、定國号、保富、免拜跪、免遊講、徵用游学、合新舊の二十三件が収録され、復辟新政に臨む康有為の、中國の伝統文化を保持しつつイギリス型立憲君主政体にならう「虚君共和」制にたつ近代國家としての「中華帝國」の実現という政治志向が伺知できるのであるが、何故か「復辟登極詔」⁴³⁾だけが欠落している。そこで、煩を厭わず、次に全文を掲示しておく。曰く、

中國之地、北極發炎、南属三苗、我祖黄帝之先、宅中亞洲之地、劍戟遺物、古文刻字、播及欧洲、時在部落、游牧遷徙、東逾葱嶺、遂跨渡瀚海、邑於涿鹿、史記謂居無常處、以師兵為營衛、蓋自北漢入宅中土、巡定萬國、分封二十四子、徧及蕃服、傳及於殷淳維之後、遂開匈奴之國、我朝祖出肅慎、亦為黄帝之別支、宅於長白、實隸漢時之郡縣、中更六朝、地隔中原、遂淪異域、稍異華風、然與舜出東夷、文王出西夷、吳斷髮文身而為太伯後、楚筮路藍縷而為鬻熊後、其義一也、故生理學者以中國內地與蒙古人種相同、号為蒙古人種、蓋皆為黄帝同姓之後故也、故滿漢西藏蒙古回族、本属一系、前之北魏周齊、後之契丹女眞、咸改華姓、合婚傳種、久合一家、我朝定鼎中夏、猶別子入繼大宗云爾、竭其兵力、舉東三省蒙古新疆西藏二萬里而歸之中国、自古未有之功也、聖祖仁皇帝去庸調而合於祖、定一條鞭之稅、全國凡三千餘萬兩、二百餘年末曾加征分毫、中外未有之仁也、德宗景皇帝創行立憲、召集國會、自古未有之政也、孝定景皇后不忍國民之流血、甘棄一姓之尊榮、禪讓至德、今古罕聞、付與袁世凱以全權、組織民國政府、誠欲得共和盛治、民治良規、五族同安、中

國父寧也，豈意喪世凱藉託總師，竊竊神器，毒痛四海，危害宗邦，塗炭生民，大削國土，五年三亂，不絕如線，繼其後者，府院爭權，政不及民，議員擾攘，亂延於國，督軍及百官等以民主政体祇能擾亂，不能為治，不適於中國，請朕復正大統，今復即位，朕惟歐洲諸國實為憲政之先河，然英有君主，實亦共和，英以盛安，比之中南美民主國歲月爭亂，過之遠矣，朕與吾國民願用英國君民同治之政，昔舜恭己南面而無為，禹有天下而不與，誠我中國立憲之先導，朕庶幾焉，永削滿漢之名，以除畛域之界，統名中華帝國，以行立憲政体，大開國民會議，以議憲法，與五族國民同為中華之人，同成中華之治，朕以幼孺不識治理，若涉大水，不知由濟，亦惟聽輿人之公論，考大地之新知，求才賢之輔弼，憂困苦之黎元，不分新舊而銜人才，斟酌古今而行政体，獎勵物資以富民，興起教化以美俗，政權公之國民，猶是共和也，庶中國父安，生民樂業，朕有厚望焉，欽此

以上であるが，ここには「永遠に滿漢の名を削り滿漢の畛域を除去」して「五族の國民」ともどもに同じく「中華の人」となり，「中華の人」を以て「中華の治」を行う立憲君主政体による「中華帝國」の実現という康有為の改革志向がいかにもあらわであり，且つ戊戌変法時点までの明治憲法に範をとるプロシヤ型君主立憲論から，辛亥革命期以後のイギリス型立憲君主制を志向する「虚君共和論」へという主張の展開⁴⁴⁾はみられるものの，その底流には依然として戊戌時期の康有為の「君民合治・滿漢不分」なる政治理念⁶⁴⁾が滲ることなく生きつづけている。

最後に，康有為という所の「虚君共和論」とは一体いかなる政治理念にたつどのような政治体制なのであろうか。

これに就ては断片的ながら既に言及してきた処ではあるが，康有為によれば，孔子の大同に因する「大道之行，天下為公，選賢與能」や，易にいう「見群龍無首吉，乾元用九，天下治也」が「共和」の眞髓を示しており⁴⁵⁾，こうした観点から共和制を数種に分類⁴⁶⁾，そのうち「共和の利ありて争亂の弊なき最も法良意美なるもの」が「虚君の共和政体」であると⁴⁷⁾いう。「虚君」⁴⁸⁾とは「政權の一切を皆奪われ」唯「虚位虚名を有するにすぎぬ」君主の謂で，喻えれば「冷廟の土偶」の如き存在である。換言すれば，

虚君者有其礼無其權，有其号無其事，並不必謂之虚君共和，直木偶共和耳⁴⁹⁾

つまり「虚君共和制」とは有名無実の君主を戴く共和政体の謂⁵⁰⁾である。では何故それが「法良意美」の政体であり，「諸國が百万の俸を惜まず，甘んじて鞠躬の礼を行ひ，この土木偶をたてる所以は何か」⁵¹⁾と設問し，欧米諸國における多くの事例を挙示しながら，

蓋鑑於中南美争總統之禍，與總統必專制之患，經幾許敗乱試驗，然後得此土木偶，虚衛君之良法，令人以筆墨口舌争總理，而不以兵戈流血争總統，則所得多矣⁵²⁾

だからであり，現在，英，意，比，荷諸國の政体が「虚君共和制」に当る。というのは，

若英意比荷等國之君垂拱無為，同於木偶，名雖虚君，實則偶神，不得不編入共和制中⁵³⁾からであるとし，また，そうした「偶神の虚君」の資格条件としては，

夫虚君取其坐鎮，貴門望而不貴才能，在世襲而不可選舉⁵⁴⁾

何よりも血統家柄が肝要であり，世襲制であることが望ましい。選挙には有能者が選ばれ，有能者は党派を擁し専制に走る危険が常に伴う⁵⁵⁾，それ故，萬國に君主選挙の実例はない⁵⁶⁾のである。更に「民主共和制」との比較に於てみるならば，

夫立憲與共和皆以國為公有，無分毫之異也，所異者國有木偶之虚君否耳，無木偶之虚君，則人争總統而日乱，有木偶之虚君，則人争總理而不乱，故立憲之有虚君，猶商務之有保險

公司云耳，民主之無虛君，猶商務之無保險公司云耳，若無保險，猝有水火之災，則資本易喪，若有保險，則頻遇水火，資本仍存，為商務計，則宜有保險⁵⁷⁾

「立憲虛君制」の利点は、恰も商務活動における保険会社のもつ存在理由に比喩できる。とすれば

然則為中國求長治安久之計，只有行立憲虛君之法耳，且夫立憲之大制，君主不負責任，君主不能為惡，若是之君主，必為木偶，而後能之也⁵⁸⁾

である。

事情かくの如しとすれば、中國の場合、抑も誰人が「虚君」に最適の人物であろうか。孔子の後裔たる衍聖公が漢民族には善しとするも五族共和の國情からは不適当とすれば、やはり幼冲の「讓帝」溥儀こそが最適任者である。

前時之君權盡削，委裘之虚號空存，拱手受成，南面無與，可無爭權之患，眞成虚君之共和矣⁵⁹⁾

康有為の「虚君共和論」は凡そ以上の如く概括できよう。そしてその苦心の集約が外ならぬ「復辟登極詔」であったのであるが、康有為はこうした立場から、例えば、「共和平議」⁶⁰⁾に於ても、

嗚呼不知時而妄慕高名，則為亡燕之敎，寧不懼哉，寧不戒哉，夫政治猶藥方也，藥無美惡，惟愈病之是求，政無美惡，惟治安之為尚…(略)…嗚呼今中國六年來，為民主共和之政，行天下為公之道，豈不高美哉…(略)…嗟乎，寧知適得其反耶⁶¹⁾

と述べて、「求共和為慕美國，適得其反而墨西哥」とか、「求共和若法，今制適得其反而遞演爭亂復行專制，如法革命之初」と論じ、孫文ら民党の「力持擁護」する「約法」についてもその「巨謬」三点を指摘して「中国共和根本之誤在約法」⁶²⁾ときめつけ、またアメリカ型共和制を慕模する世論に対しても「美國共和之盛而與中國七相反，無能取法，誤慕師之，故致亂」⁶³⁾などとその非を論難してやまなかった。

×

×

かようにして、そのはじめ「虚君共和論」による経世の抱負に燃え、張勳の招きを天與の好機と勇躍入京し、復辟に参加した康有為ではあったが、いまや、失意と悔恨と自責の懐いにかかれつつ、悄然「辞行」するのやむなきに至った。要するに、張勳、劉廷琛らに領導された「丁巳清帝復辟」クーデターは、康有為自身にとっても、実ははなはだ本意な政治的結末であったのである。

(昭和五十六年十一月三日稿了)

・小論は五十三年度文部省科学研究費の支給による一所産である。記して謝意を表する。

註 解

- 1) 康南海先生年譜續編所収民國元年壬子二月の條。
- 2) 註1所収民國二年癸丑十月・十一月の條。
- 3) 註1所収民國三年甲寅六月の條。
- 4) 註1所収民國四年乙卯十月の條。
- 5) 康南海先生遺著彙刊所収康南海先生詩集(下)「美森院詩集」，近代中国史料叢刊第九十輯「復辟詳志^{第八}」所収「康有為之微服來京」併照。

- 6) 復辟始末^{巻上}第二章「康有為進京之奇突」には六月二十七号晚、外務省記録「各國內政關係雜纂^{支那ノ復辟問題}」所収「第八四〇号^{社公使報告}大正六年六月卅日」文書には「六月廿八日夜入京」とあるがいまは「中華民國史事紀要^{民國六年六月二十八日}」の記事に従う。
- 7) 復辟始末^{巻上}第二章「文武聖人之決議」。
- 8) ^{中國近代史資料叢編}「1917年丁巳清帝復辟史料彙輯」所収「張勳藏札」の「康有為^{西一九一七年四月三日}」。
- 9) 復辟始末^{巻上}第二章「張喪之逐康萬」「倉卒舉行復辟之原因」併照。
- 10) 康南海先生遺著彙刊所収「丁巳要件乙、手稿釋文(附録)」の「奏稿」。
- 11) 註10と同じ。
- 12) 萬木草堂遺稿外編(下)「書札」所収「致張紹軒將軍書^{民國五年}」。
- 13) 註10所収「康南海文集」の「覆大隈侯爵書」。
- 14) 註8所収「康有為致張勳函」に「日人柏原文太郎君、吾戊戌遊日之故人、廿年殷勤、始終如一、其人高義遠才、為大隈犬養之心腹、乃東國第一等人才、深助吾党、迥非尋常浪士之比、不可失之交臂也、公若欲局外交助、得此人必有大助、望以殊礼待之、即請大安」とある。なお、續對支回顧録^下「柏原文太郎」併照。
- 15) 「此次張勳突然復辟可謂蛾火自投、其倒行逆施一至於斯、實由康聖人數年之煽惑、張康二人素未謀面、為之中者、外則有劉廷琛、內則有萬繩斌」とある。
- 16) 註13所収「勸袁世凱退位書」。慰庭總統老弟大鑒に始まる長文の書簡は要するに「自公為總統以來、政權專制、過於帝者、以共和之國、而可以無國會無議員、雖德帝不能比焉、威權之盛、可謂極矣」といい所謂二十一條交渉と帝制問題に痛撃を加えた後、「夫共和非必善而宜於中國也、然公為手造共和之人、自兩次即總統位、宣布約法、信譽且巨、渙汗大号、皆曰吾力保共和、誓不為帝、於袁治平之謂為帝、於宋育仁之言復辟、則皆以法嚴治之、中外之人、耳熟能詳、至於今日、翻其反而、此外人因以大疑而國民莫不反唇者也、論考地球古今萬國之共和國、自拿破侖叔姪外、未有總統而敢改為帝者」と述べ「易曰、天下之所助者順、人之所助者信、是以自天祐之、吉無不利、今公對清室則近篡位為不順、對民國則反共和為不信、故致天怒人怨、不助不祐、不吉不利、公之近狀必無幸免矣、然則與其為國人之兵迫而退位、何若公自行高蹈之為宜耶、以公之明、寧待再計乎、今僕為中國計、為公計、有三策焉」として即時の退位を要求したものであるが、これを萬木草堂遺稿外編(下)「公牘」所収の「討袁世凱檄^{民國四年}」と併照すれば当時の康有為の討袁復辟志向がより鮮明となろう。
- 17) この抗議電は康南海先生年譜續編民國六年丁巳五月の條に収載されている。然し陰曆五月十六日は陽曆七月四日であり、馮國璋が代理大總統に就任したのが七月六日、逮捕令が公布されたのが七月十七日、復辟陰謀紀実が中華新報に發表されたのが七月十七日である点を押えて「頃承明令、以僕與胡嗣瑗等同謀造亂云々」を考量すれば、書簡の日付けを五月十六日とするのは明白に誤りである。やはり八月十六日と推定するのが妥当ではあるまいか。但し陰曆六月十六日の可能性ものころ。
- 18) 「各國內政關係雜纂^{支那ノ復辟問題}」所収「參謀支第四〇二号上海電報^{五年六月八日}」。
- 19) 註18所収「第一七五号^{石井大臣}附5656^{石井總領事}」報告。
- 20) 註18所収「機密第三二二号^{本野外務大臣}六月二〇日^{あて}林權助」報告「復辟運動=関スル謝介石内話ノ件」。
- 21) 註20と同じ。
- 22) 註12所収「致紹帥書^{民國六年}」。文面からみて「丁巳復辟記」に「張既聞日人言、到津后沮之者尤衆、意稍移、劉公憤其失信、語侵之、張曰「余非不辦、但稍緩、察看形勢、此事終必辦成也」、劉公退草一函以貽之、責其欺君賣友、張亦怒、事終中挫」とある時期のものとして推定される。この辺り拙稿「張勳と宗社党」併照ありたい。
- 23) 註12所収「致張大帥紹軒書^{民國六年}」。
- 24) 不詳。但し「丁巳復辟記」の叙述にてらすと註22の「致紹帥書」が或いはそれでもあろうか。
- 25) 註8所収「1917年丁巳清帝復辟事記^{7月8日}」の條。

- 26) 註10所収「丁巳要件甲手稿釋文(附録)」の電稿「北京豊臺天津探投張紹帥代轉黎總統徐菊人王聘卿李仲仙暨各省督軍省長政學商界報館公鑒」。
- 27) 復辟詳志^{第二十五章}_{第四節}「康有為求援徐太傅」所収。
- 28) 註8「張勳藏札」所収「陳澹然函^{三九二七年}_{三月十七日}」の脚注によれば李佳白はアメリカ長老会傳教士で十九世紀末葉來華し濟南上海から北京に至りベキンポスト紙を主宰したという。
- 29) なお復辟詳志^{第十一章}_{第四節}「千呼不應之□太傅」参照。ちなみに徐世昌の入京は七月十六日のことである。
- 30) 註12所収「致陸總長書^{民國}_{六年}」。なお張勳のレニオン島流罪赦免要請は「致馮華甫書^{民國}_{七年}」にも「其地蒸熱炎瘴，非人所耐，是殺紹軒也，在段賊為之則可，如公為總統以待同志故人，則豈可乎」とある。
- 31) 註10所収。
- 32) 註5「美森院詩集」所収「二十夕入使館住美森院有老木步月口占」。なお註6外務省記録「第九三九号^{林公使}_{六年七月十日}」報告に「十日朝米國公使來訪，孔教会ノ陳重遠ナル者康有為ヲ帶同シ昨日同公使館ニ來訪，保護ヲ請求セルニ付事情已ムヲ得スト認メ承認セル趣ヲ内話」とある。
- 33) 中華民國史事紀要^{民國六年}_{七月十七日}所収「大總統令」。なお「美森院詩集」の「廿九日為□政府名捕吾又居首回首戊戌八月適廿年矣」参照。
- 34) 康南海先生年譜續編民國六年丁巳五月の條。
- 35) 「美森院詩集」所収「丁巳十月廿二夕美使派文武吏士專車護送出京鉄室臣尚書顧蓮侍郎商雲汀侍講即來慰問道謝並呈」。
- 36) 「各國內政關係雜纂^{支那ノ部}_{復辟問題Ⅴ}」所収「第三五〇号^{松平總領事}_{六年十二月十八日}」報告に「康有為ハ通訳徐桂林ヲ從ヘ十二月十八日当地出帆ノ濟通丸ニテ大連ニ向ヒタルガ十七日夜同人窺ニ本官ヲ來訪」とあり，十二月二十八日參謀次長あて関東參謀長「電報」に「肅親王ノ言ニ依レハ康有為ハ本月二十日竊ニ旅順ニ來リ予ヲ訪問シ云云」とある。なお「美森院詩集」の「丁巳冬至日遊青島並謁恭邸於會泉」「游大連旅順謁艾堂賢王賦呈」参照。
- 37) 註34の十二月の條。但しこの日付けは日程からみて必ずや陽暦であろう。
- 38) 註17と同じ。
- 39) 「各國內政關係雜纂^{支那ノ部}_{復辟問題Ⅴ}」所収「機密第二三七号^{林公使}_{七月六日}」報告「復辟始末ニ関スル朗貝勒談話要領報告ノ件」。なお「朗貝勒談話要領」は「今回復辟事件ニ就テハ醇親王ヲ始メ親貴王公側ニ於テハ何等関知スル処ナク突然七月一日朝ニ至リ海貝勒ハ近衛軍ヨリノ内報ニヨリ張勳等カ大事要請ノ為メ入朝セルヲ聞知シ優柔ナル醇親王ヲ急キ立テ進宮セシメタル処」とか張勳が「恭親王トモ特殊ノ聯絡アリ同親王ト瑜太妃ノ關係ヲ利用シ世續等ヲ通ジ内廷トノ默契ヲ得居リタルモノノ如ク」とか「張勳等ハ尚ホ醇親王系統ノ排斥ト共ニ一般親貴王公ノ排斥ヲ事トシ」とか述べて内部対立の事情を洩らしているが，溥儀「我的前半生^{第三卷}」に併照すると面白い。
- 40) 註36所収「公第三三五号^{林公使}_{二月八日}」報告「張勳復辟運動ニ関スル件」。
- 41) 註36所収「公第二二四号^{林公使}_{六年七月二十一日}」報告「宣統大清帝國興亡八日記進達ノ件」に「右ハ張勳挙事ノ顛末ヲ記述シ且重要ナル上諭通電ヲ網羅シ居リ參考ニ資スヘキ処不尠候ニ付特ニ進達ニ及候」とある。内容は緒言，一復辟宣布ノ第一日，二黎大總統ノ体度，三復辟政府ノ施政及各省反対，四張勳ノ辭職末路及復辟廢滅からなっており「嗚呼復辟宣統大清帝國ハ癸亥七月八日張勳ガ議政大臣辭職ノ上諭渙發ノ日ヲ以テ終リトス」と括っている。
- 42) 康南海先生遺著彙刊(三)所収。例えば「開國民大会以議憲法」に曰く「朕惟吹美政体之異，有共和立憲專制之殊者，專視其以土地人民為公有與私有而已…苟為公有，則人民自有公權，發其公意，君主民主無所別焉，故英為君主國，而民權只多于法國，「定國号」に曰く「朕惟立國，必有國号…大清朝号，祇對前朝言之，今五族一家，同為中華國民，不可以朝号代國号，應定國名為中華帝國，「免拜跪」に曰く「朕惟古者君臣坐而論道…至元乃跪，後世從之…故考中國之古礼，既坐論而答拜如彼，

考之環球之礼俗，其坐立而不拜如彼，自今臣工行礼，其免拜跪，「合新舊」に曰く「惟今中國之立國，非採東西之新法新學新藝，則不能圖富強，非保中國之教化礼俗道揆，則不能固根本，孔子不云乎，溫故而知新，調和新旧，各得其宜，勿令偏頗，以得中和，雙輪並馳，以進政軌，用人行政，悉衷是義，曉諭天下，咸喻朕意」とある。

- 43) 萬木草堂遺稿外編（下）「公牘」，革命文献第七輯「（三）有関復辟者」所収。小論は原型を保存していとみられる革命文献に従ったが，字句に五個処の相異をみるだけである。
- 44) 八月十六日づけ馮國璋あて抗議電に曰く「僕戊戌以來，主持君主立憲，自辛亥以來，主持虛君共和，先後言之，未有改也」とあり，これを「覆大隈侯爵書」に併照。
- 45) 萬木草堂遺稿外編「書札」所収「與人論共和政体書（原稿無標題）」。
- 46) 註45によれば，議長の共和國スイス，總統の共和國アメリカ，虚風の共和國カナダ ハンガリー オーストリア，虚君の共和國ギリシア ルーマニア ブルガリアの四種，「共和政体論」によれば，議長の共和スイス，總統の共和アメリカ，王を代表する總統共和フランス，王を代表せぬ總統共和ポルトガル，虚風の共和カナダ ハンガリー オーストリア，君主の共和國イギリス ベルギー ノルウェイ フルーレンの六種という。但し「共和政体論」ではこの六種以外に「虚君の共和政体」なるものを「天中國を祐け忽ち奇妙の政体を得たり豈に厚幸に非ずや」と自負している。
- 47) 康南海先生遺著彙刊（六）「不幸而言中不聽則國亡」所収「共和政体論宣統」。
- 48) 註47所収「虚君の共和國説」。
- 49) 復辟詳志第二十五章 第四節所収「康有為求援徐太傅」書。
- 50) 註45と同じ。曰く「國會内閣，完全自治，雖名有君主，守府食粟，實同無有，是謂之虚君之共和國，又共和之一種也」とある。
- 51) 註49と同じ。
- 52) 註49と同じ。
- 53) 註49と同じ。
- 54) 註49と同じ。
- 55) 註49と同じ。
- 56) 康南海先生遺著彙刊（六）「康南海文集」所収「中國今後籌安定策」。
- 57) 註56と同じ。
- 58) 註56と同じ。
- 59) 中國今後籌安定策，復辟詳志第二十五章 第四節「康有為求援徐太傅」書併照。
- 60) 康南海先生遺著彙刊（三）所収。
- 61) 共和平議「導言」。
- 62) 康有為が指摘する「約法の巨謬」とは「其一以制法之重，不開國民大會議之，而独付國會議之也…其二用開員必須國會同意也，此制萬國未之有…其三則國會無解散之例也，則聽數百人專制之」の三点である。なお丁巳要件甲手稿積文所収「又擬論一篇」併照。
- 63) 中國アメリカの相反七点とは「國土地勢，國俗地方民教，立國分合，器械之時代，首創共和之人格，武人干政之有無，總統權勢」である。
- 64) 小野川秀美「康有為の變法論」（「清末政治思想研究」所収）参照。